

# 最近の文化芸術関係の提言

(福島復興基本方針、日本再生戦略)

## 福島復興再生基本方針〈抄〉(平成24年7月13日閣議決定)

### 第2部 避難解除等区域等の復興及び再生

#### 第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

##### 1 避難解除等区域等の復興及び再生の道すじ

###### (1) 避難解除等区域等の復興及び再生の課題

住民の帰還に際しては、このような被災前の生活を取り戻すための取組を丁寧に行うべきことは言うまでもない。・・・国としては、この区域の産業・雇用の構造は、今後根本的に変化せざるを得ない状況にあることを十分認識し、それに対応した施策を講ずることによって、帰還した住民の暮らしを支える雇用を確保していく必要がある。

このため、・・・地域の伝統や文化の維持と次世代への継承にも配慮し、被災した文化財や歴史的建造物等の復旧を通じ、ふるさと景観の魅力向上や、にぎわいを呼び戻すなど、地域の活力を生み出すことも必要となる。

###### (3) 避難解除等区域等の復興及び再生の進め方

法に基づいて講じられる避難解除等区域等の復興再生においては、国の果たすべき責任が特に大きいことから、国は、以下①から⑫に掲げる横断的な視点及び2から5に掲げる事項に即し、法第7条の規定により避難解除等区域復興再生計画を作成し、これに基づいて進めるものとする。また、その際、中長期的展望に立ちつつも、住民のふるさとへの早期の帰還を実現する必要があることに留意して、帰還の条件が整う地域から、当該区域全体との整合性に配慮しつつ、計画的・総合的かつ段階的に復興及び再生を進めることとする。

①避難解除等区域をその区域に含む市町村でも、引き続き避難指示が継続される区域が存在するなど、コミュニティの分断や行政機能の部分的な欠如等、地域そのものの機能が低下した状況が続くものと考えられる。このため、その復興及び再生については、福島県及び関係市町村が策定する復興計画等を踏まえつつ、必要な措置を推進し、・・・文化財や歴史的建造物等の復旧といった幅広い事項が総合的に進められるよう国が責任を持って取り組んでいく。

##### 2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

###### (3) 生活環境の整備

避難解除等区域の復興再生を図る上では、子どもや高齢者等を含めた当該地域に帰

還しようとする住民にとって、就業機会の確保や公共インフラの復旧・復興等と併せて、生活の豊かさが実感でき、定住の場とするにふさわしい安心と潤いある良好な居住環境が確保された生活空間の回復・形成を図ることが不可欠である。具体的には、帰還後に懸念される高齢化の進行や子育てへの不安等の課題に対応し、当該区域の住民が医療、介護・福祉、教育、文化等の多様な分野の便益を適正に享受できる生活環境の整備を図り、ふるさとへの帰還と定住、特に若い世代が安心して居住し、子育てができる魅力あるまちづくりの促進を図ることが必要である。

#### 第4 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

##### 1 産業の復興及び再生のための施策

##### (4) 観光の振興等

##### (基本的な施策)

①国は、このような事態に対応し、観光の振興を通じて原子力災害による被害を受けた福島の復興及び再生を推進するため、国内外からの観光旅客の来訪の促進、グリーンツーリズムをはじめとして、地域の取組と連携しながら、再生可能エネルギー等の産業観光等、福島の新たな観光資源を活用するニューツーリズムの推進や、文化遺産を活かした福島の観光地の魅力の増進、伝統文化の保存・継承、観光振興に資するよう、国内外における正確な情報発信やイベントの開催、障害者スポーツを含むスポーツの推進と国際競技大会の招致、国際会議の誘致等に向けて必要な取組を行う。

##### (5) 風評被害対策その他産業の復興及び再生のための措置

##### (基本的な施策)

⑥国は、地域の被災した文化財や歴史的建造物の復旧を進め、ふるさと景観の一層の魅力向上を図り、にぎわいを呼び戻すなどして風評被害に苦しむ地域の再生を支援する。



# 日本再生戦略～フロンティアを拓き、「共創の国」へ～〈抄〉

(平成24年7月31日閣議決定)

## IV. 日本再生のための具体策

### 2. 「共創の国」への具体的な取組 ～11の成長戦略と38の重点施策～

#### (1) 更なる成長力強化のための取組

##### ②食と農林漁業の再生

###### [農林漁業生成戦略]

(重点施策：6次産業化等夢のある農林漁業の実現)

・・・「食」に関する将来ビジョン」に基づく健康・教育・観光等の様々な領域での「食」の活用、日本食文化の無形文化遺産登録、バイオマスの利活用、鳥獣害対策との連携、食品産業の国内市場の活性化や海外市場の開拓等を推進する。

##### ④観光振興

###### [観光立国戦略]

(重点施策：観光需要の喚起)

地域の取組への評価等に応じた支援による戦略的な観光地域づくり、テーマ性を持ったルートの構築促進、交通インフラの安全性・利便性の向上、コストの低減につながる移動手段の検討など、地域の自然や文化等をいかした魅力ある観光地域づくりのための環境整備を推進する。

##### ⑤経済連携の推進と世界の成長力の取り込み

###### [アジア太平洋経済戦略]

(重点施策：新興国の中間層など世界の成長市場の開拓、クールジャパン推進等)

映像その他のコンテンツ、デザイン、ファッション、伝統文化、観光、食、メディア芸術などの分野におけるクールジャパンの海外展開や「クリエイティブ産業」の振興を通じた地域の活性化・国際的発信を強力に実行する。その際、オールジャパンでの発信体制を強化し、我が国が既に国際的な競争力を有する消費財産業などとクリエイティブ産業が相乗効果を発揮できるよう、相互の連携を強化する。

#### (2) 分厚い中間層の復活

##### ③持続可能で活力ある国土・地域の形成

###### <基本的考え方>

・・・さらに、人口減少社会の中で、どのように地域のコミュニティを維持・発展させ、国民生活の豊かさを確保していくのかが、我が国の大きな課題である。・・・

このため、・・・支え合いの精神で、寄附や持ち寄り、ボランティア活動等様々な形で一人一人が自発的に社会を支える「新しい公共」を創り出し、これをいかして事業と地域の様々な課題を解決するとともに、劇場等の地域の文化拠点を活性化し、国民一人一人の「居場所」を確保するなど、コミュニティに支えられた豊かな地域づくりを推進する。また、このような地域づくりの担い手の育成・確保を推進する。

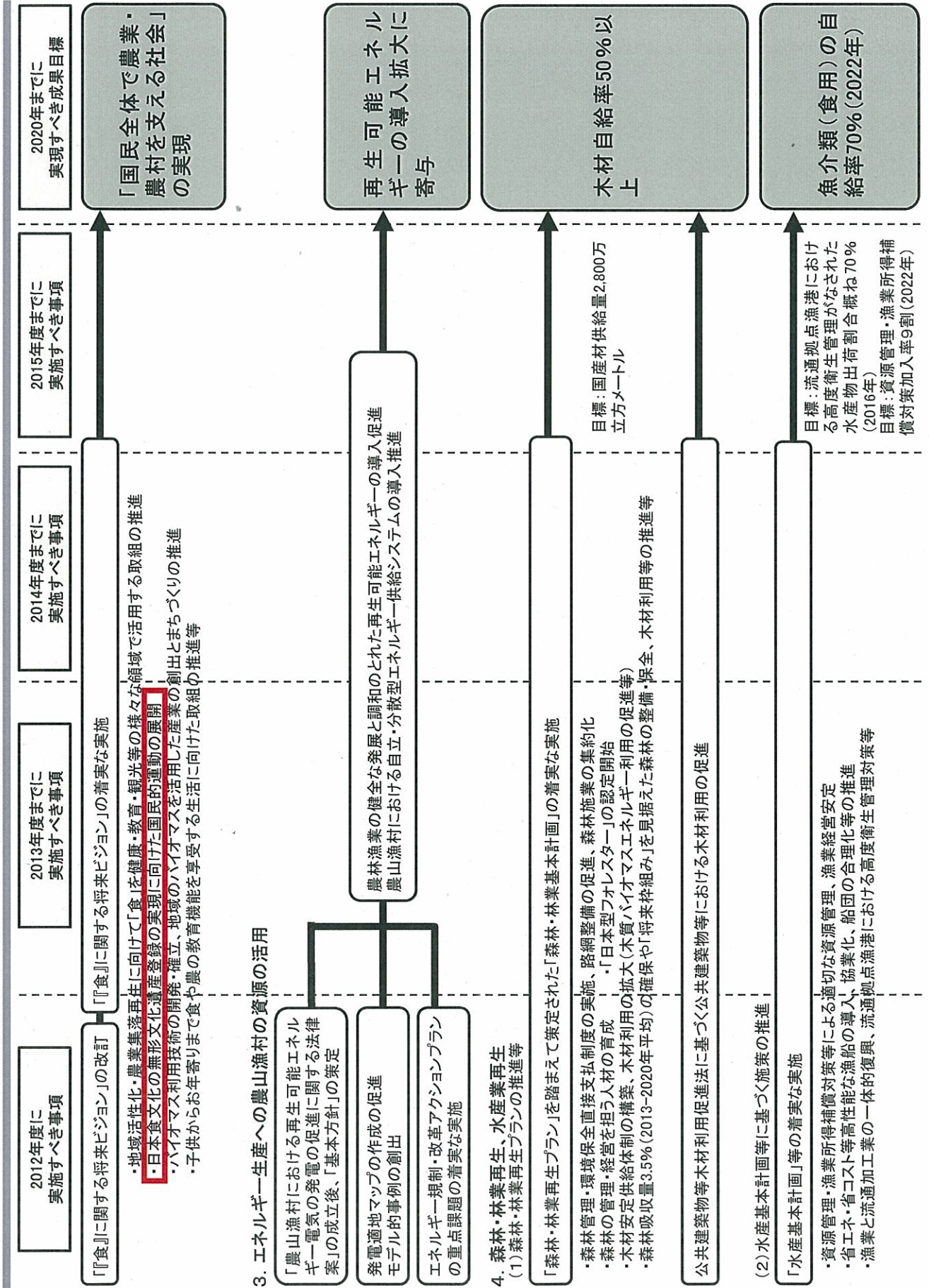
[国土・地域活力戦略]

(重点施策：活性化の突破口となる総合特区、環境未来都市等の活用、「新しい公共」の活動促進)

・・・これらと併せ、緑の分権改革、定住自立圏構想、地域と大学との連携など知の蓄積・連携、劇場等の地域の文化拠点の活性化等を通じた自立的な地域づくり等を推進し、地域における協働の下、その資源や創意工夫を最大限活用して、意欲ある地域の多様な成功事例を全国各地に創出し、地域そして我が国全体の活性化の突破口とする。

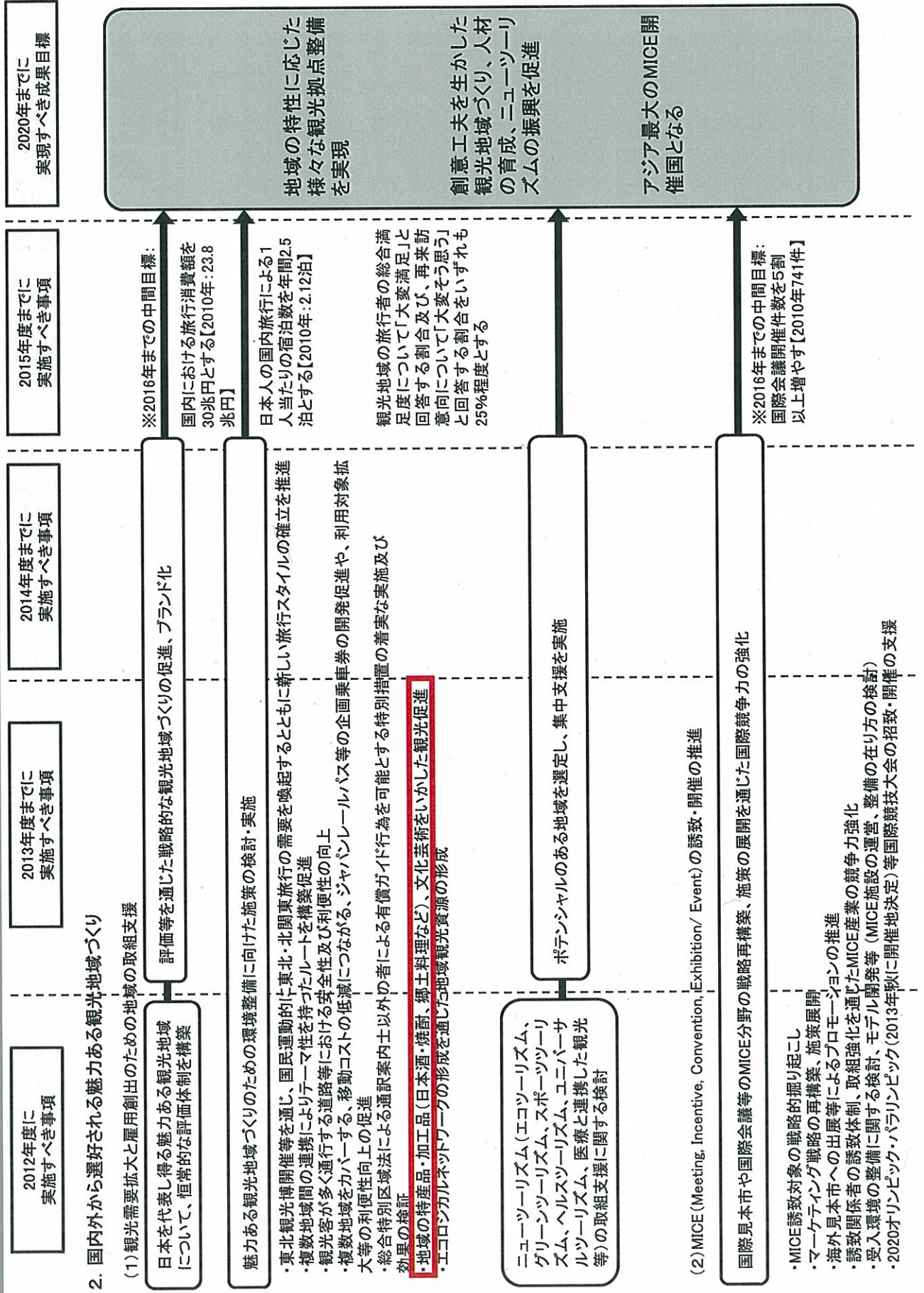


(1) II 食と農林漁業の再生 ～ 農林漁業再生戦略 ～





# (1) IV 観光振興 ~ 観光立国戦略 ~





# (1) V 経済連携の推進と世界の成長力の取り込み ～ アジア太平洋経済戦略 ～

